

雑損控除の計算と確定申告書の記載例①

(便宜的な損失額の計算)

※この記載例は雑損控除の金額が総所得金額等を超えている場合を例に説明しています。

(設例)

- 私(関信 太郎)は64歳の会社員で、給料と公的年金の収入があります。
(設例中の年齢及び所有期間等は、全て「災害の始まった日」現在の状況です)
- 家族は妻、子供2人(19歳と16歳)で全員同居しており、収入はありません。
- 新潟県中越地震における被害状況は次のとおりです。
 - (1) 住宅の状況(地震により半壊)
 - ・ 昭和62年8月に取得したが取得価額不明(所有期間17年3月)
 - ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
 - ・ 床面積140㎡
 - ・ 保険による補てん金 300万円
 - (2) 家財の状況(地震により半壊)
 - ・ 個別の取得価額不明
 - (3) 自家用車の状況(地震による崖崩れにより全損)
 - ・ 専ら通勤用として使用(排気量2,000ccの乗用車)
 - ・ 平成13年8月に200万円で取得(所有期間3年3月)
 - ・ 保険による補てん金 60万円
- 私の平成16年分の給料と年金の収入金額は、裏面の源泉徴収票のとおりです。

(表 公的年金等に係る雑所得の速算表)

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	割合(B)	控除額(C)
	700,000円までは、⑦に「0」と記入		
65歳未満	700,001 ~ 1,299,999	100	700,000
昭和15年1月2日	1,300,000 ~ 4,099,999	75	375,000
以後に生まれた方	4,100,000 ~ 7,699,999	85	785,000
	7,700,000 以上	95	1,555,000
	1,400,000円までは、⑦に「0」と記入		
65歳以上	1,400,001 ~ 2,599,999	100	1,400,000
昭和15年1月1日	2,600,000 ~ 4,599,999	75	750,000
以前に生まれた方	4,600,000 ~ 8,199,999	85	1,210,000
	8,200,000 以上	95	2,030,000

雑所得の金額 = (A) × (B) % - (C) = ⑦



(確定申告書⑦欄へ記入)

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の記載例

被災した住宅、家財等の損失額の計算書									
長岡 税務署長		住所 長岡市南町3-9-1							
氏名 関信 太郎									
災害年月日	16・10・23	災害の区分	地震	住宅の区分	平屋・階建 其他()	住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	住宅の取得年月	昭和62年8月
住宅の床面積	140㎡	被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊	一部破損・床上浸水	ca	浸水時間	時間	土砂(備前)の流入	有・無
住宅・家財等の損失額の計算									
1	住宅の種類		鉄骨鉄筋コンクリート2階建						
住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合	①	円						
	住宅の取得価額		円						
	(2) (1) 以外の場合	②	165千円/㎡ × 140㎡ = 23,100,000円						
	1㎡当たりの工事費用 × 総床面積		千円/㎡ × ㎡ = 円						
	(①・②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数	③	5,301,450						
	被災直前の時価相当額(①・②) - ③	④	17,798,550						
	損害額(④ × 被害割合)	⑤	8,899,275						
損失額	保険金などで補てんされる金額	⑥	3,000,000						
	差引損失額(⑤ - ⑥)	⑦	5,899,275						
	2	(1) 取得価額等が明らかな場合	⑧	円					
	家財の時価の合計額(別紙から転記)		円						
家財の損失額	(2) 家族構成別家財評価額	⑨	11,500,000						
	(世帯主の年齢 64歳: 夫婦・独身)								
	生計を一にする親族による加算額	⑩	大人1,300,000円 × 1人 = 1,300,000円						
	大人(18歳以上の者) 1人につき1,300,000円		子供800,000円 × 1人 = 800,000円						
	子供(18歳未満の者) 1人につき800,000円		計 2,100,000円						
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	13,600,000円						
損失額	損害額((⑨・⑩) × 被害割合)	⑫	6,800,000						
	保険金などで補てんされる金額	⑬	0						
	差引損失額(⑫ - ⑬)	⑭	6,800,000						
	3	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽					
車の損失額	取得年月	13年8月	年 月						
	車輛の取得価額	⑮	2,000,000円						
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数	⑯	599,400						
	被災直前の時価相当額(⑮ - ⑯)	⑰	1,400,600						
	損害額(⑰ × 被害割合)	⑱	1,400,600						
	保険金などで補てんされる金額	⑲	600,000						
	差引損失額(⑱ - ⑲)	⑳	800,600						
損失額の合計(⑦+⑭+㉑)		㉑	13,499,875						

記載にあたっては、「住宅・家財等の損失額の算定方法について」の別表1から別表5を参照してください。

②欄は別表1「地域別・構造別工事費用表」から1㎡当たりの工事費用を記入し、計算してください。

③欄は別表4「住宅の減価償却率」から償却率を求め、計算してください。なお、「経過年数」は取得の時から損失の生じた時までの期間を計算し、1年未満の端数が生じた場合には、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます(以下同じ)。

(中古資産を購入していた場合の計算方法は税務署にお尋ねください)

(例) $23,100,000 \times 0.9 \times 0.015 \times 17 = 5,301,450$

$\times 0.9 \times \times =$

⑤欄は別表3「被害割合表」から被害割合を求め、計算してください。

(例) $17,798,550 \times 50\% (\text{半壊}) = 8,899,275$

$\times =$

⑨欄には別表2「家族構成別家財評価額」から家族構成別家財評価額を記入してください。

⑩欄は世帯(夫婦又は独身)以外の生計を一にする大人(18歳以上)及び子供(18歳未満)の人数を記入し、加算額を計算します。なお、年齢は「災害の始まった日」現在の状況によります。

⑫欄は別表3「被害割合表」から被害割合を求め、計算してください。

(例) $13,600,000 \times 50\% (\text{半壊}) = 6,800,000$

$\times =$

⑬欄は別表5「自動車の減価償却率」から償却率を求め、計算してください。

(中古車を購入していた場合の計算方法は税務署にお尋ねください)

(例) $2,000,000 \times 0.9 \times 0.111 \times 3 = 599,400$

$\times 0.9 \times \times =$

⑥、⑬及び⑲欄は保険金などで補てんされる金額がある場合に、記入してください。

なお、見舞金等でも、その名目いかんにかかわらず、損失の生じた資産の損失額を補てんする目的で支払われるものは「保険金などで補てんされる金額」に含めて計算します。

雑損控除を受ける場合の確定申告書Bの記載例（給与収入と公的年金収入のみの場合）

平成16年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	（受給者番号）
長岡市南町3-9-1	カンシン タロウ	関信 太郎	

給与	8,650,000	6,585,000	2,728,882	352,900
----	-----------	-----------	-----------	---------

控除対象配偶者の有無	老人	特定	老人	その他	特別	その他	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除
有	無	有	無	有	無	有	655,882	50,000	3,000	0

（摘要）年調定率控除額 88,240 円

春子・一郎・梅子

夫あり 未成年者 老年者 寡婦 寡夫 勤労学生 外国人 中途職・退職 就職 退職 月 日 明 大 昭 平 年 月 日

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 〇〇市〇〇 X-X-X 〇〇産業株式会社

損失の文字を○で囲みます。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

平成16年分 公的年金等の源泉徴収票（受給者交付用）

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	（受給者番号）
長岡市南町 3-9-1	カンシン タロウ	関信 太郎	

所得税法第203条の3第1号適用分	所得税法第203条の3第2号適用分	所得税法第203条の3第3号適用分
	2,868,600	20,880

本人	控除対象配偶者の有無	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額
有	無	2人	0人	0円

（摘要）

支払者 所在地 〇〇市〇〇区〇〇 30-3
名称 〇〇組 合

平成16年分の所得税の確定申告書B

住所 長岡市南町3-9-1

氏名 関信 太郎

職業 会社員

生年月日 3/15/08/01

配偶者の氏名 関信 春子

扶養親族の氏名 関信 梅子

所得の種類 給与 公的年金等

収入金額 8,650,000 2,868,600

源泉徴収税額 373,780

雑損控除 1,266,373

確定申告書Bの⑨欄の金額を記入します。

平成16年分の所得税の確定申告書B

住所 長岡市南町3-9-1

氏名 関信 太郎

職業 会社員

生年月日 3/15/08/01

配偶者の氏名 関信 春子

扶養親族の氏名 関信 梅子

所得の内訳 給与 公的年金等

収入金額 8,650,000 2,868,600

源泉徴収税額 373,780

雑損控除 1,266,373

確定申告書Bの⑨欄の金額を記入してください。

雑損控除を受ける場合の確定申告書第四表の記載例

平成16年分の所得税の確定申告書（損失申告用）

住所 長岡市南町3-9-1

氏名 関信 太郎

第四表（一）

1 損失額又は所得金額

所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費	⑥差引金額	⑦特別控除額	⑧損失額又は所得金額
A 経常所得	①		8,361,450		8,361,450		8,361,450
B 雑損	②						
C 山林	③						
D 退職	④						
E 株式等の譲渡	⑤						
F 先物取引	⑥						

2 損益の通算

所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧損失額又は所得金額
A 経常所得	8,361,450	8,361,450	8,361,450	8,361,450	8,361,450
B 雑損					
C 山林					
D 退職					
E 株式等の譲渡					
F 先物取引					

「雑損控除」及び「翌年以後に繰り越される平成16年分の雑損損失の金額」は次のとおり計算してください。

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の⑫欄の金額 + 災害関連支出の金額	A	13,499,875 円	
確定申告書B⑨欄の金額	B	8,361,450 円	
B × 10%（赤字のときは0）	C	836,145 円	
A - C（赤字のときは0）	D	12,663,730 円	
Aのうち災害関連支出の金額（注）	E	0 円	
E - 5万円（赤字のときは0）	F	0 円	
DとFのいずれか多い方の金額	G	12,663,730 円	
G - B（赤字のときは0）	H	4,302,280 円	

（注）災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用等をいいます。